



2010年6月3日

A 火災用泡消火薬剤「ミラクルフォーム」「ミラクルフォームα」「ワンセブン」

自主回収について

当社は、A 火災用泡消火薬剤の販売について本来消防法(消防法施行令:第7条、第15条、第30条、第37条等)に準拠すべきところ、CAFS 専用の A 火災用泡消火薬剤には適用されないと判断し、個別検定の必要性を認識していなかったことにより、A 火災用泡消火薬剤である「ミラクルフォーム(泡第19～23号)」および「ミラクルフォームα(泡第21～1号)」の個別検定を受検せず販売を行なっておりました。本件について、総務省消防庁から“消火目的の泡消火薬剤を販売するにあたっては、検定合格品に限る”とご指導いただいたことを受け、これまで販売させていただいた「ミラクルフォーム」「ミラクルフォームα」「ワンセブン」を、全品自主回収ならびに検定合格品に交換させていただくことにいたしました。

まずは、該当泡消火薬剤をご使用のお客様に、現在所有されている薬剤の缶数ならびにロット番号をご調査いただき、交換対象となる缶数を把握し、その結果を踏まえて交換スケジュールを計画いたします。

調査につきましては、当社営業担当者または代理店より調査依頼内容をご説明させていただきます。また交換は、調査が終了し次第、当社営業担当者または代理店より交換スケジュールをご案内させていただきます。

お客様ならびにお得意様、関係者の皆様には多大なご迷惑とお手数をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《調査対象の A 火災用泡消火薬剤》

- ・ミラクルフォーム(販売時期:平成19年1月～平成22年4月)
- ・ミラクルフォームα(販売時期:平成22年1月～平成22年4月)
- ・ワンセブン※(販売時期:平成17年1月～平成21年8月)

※当社が一次販売店となってお納めしたもの

本件に関するお問合せ先

株式会社モリタ 事業統括部 担当:鈴木 TEL:03-5777-5070